

議案第 62 号

大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付要綱案

令和 3 年 9 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市立の小学校及び中学校が実施する修学旅行におけるバス借上料に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため

大野市教育委員会告示第　　号

大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年　月　日

大野市教育委員会

大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、大野市立学校（以下「学校」という。）が実施した修学旅行（以下「修学旅行」という。）に係るバスの借上料に対し、大野市立学校修学旅行バス借上料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、修学旅行に参加する児童又は生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第3条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、修学旅行に係る貸切バスの利用に要する経費のうち保護者が負担する額とする。ただし、1台当たりの補助対象経費の上限は150,000円とする。

2　前項の貸切バスは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ている者で、福井県内に営業所を有するものが所有するバスに限るものとする。

3　前2項の規定にかかわらず、補助対象経費に係る他の補助金の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条　補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。

(委任)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる事項について、当該補助対象者に係る児童又は生徒が在籍する学校の校長に委任するものとする。

(1) 当該補助金の交付申請から受領までの権限に関すること。

(2) その他補助金の取扱いに関する一切のこと。

(交付申請)

第6条 前条の規定により委任を受けた者（以下「補助金受任者」という。）は、補助金の交付の申請をしようとするときは、大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、遅滞なく審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助金受任者に通知する。

(交付請求)

第8条 補助金受任者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、適法な請求書を受理したときは、請求を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を補助金受任者に命ずるものとする。

(関係図書の保存)

第12条 補助金受任者は、補助金に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

大野市長様

所在地

学校名

校長氏名

大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付申請書

下記のとおり大野市立学校修学旅行バス借上料について、補助金を交付されたく
大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添
えて申請します。

記

1 交付申請額　　金　　円

2 実施日　　年　　月　　日 () ~　　月　　日 ()

3 行先

4 利用する一般貸切旅客自動車運送事業者

名称

所在地

5 添付書類

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 利用したバスが確認できる書類等
- (3) その他市長が必要と認める資料

様式第2号（第6条関係）

收支予算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	備考
市補助金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	備考
計		

様式第3号（第7条関係）

大野市指令 第 号

学校名

校長氏名

大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大野市立学校修学旅行バス借上料補助金について、大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長 印

記

- 1 補助金の対象となる経費及びその内容は、 年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条及び大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付要綱第10条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 交付した補助金については、市の監査を受けることがある。

様式第4号（第8条関係）

年　月　日

大野市長 様

所在地

学校名

校長氏名

大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付請求書

年　月　日付け大野市指令 第　　号で交付決定を受けた大野市立学校修学旅行バス借上料補助金について、大野市立学校修学旅行バス借上料補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付請求額 金 円

3 補助金の振込先

金融機関の名称		
本・支店名		
口座番号	普・当	
口座名義人	フリガナ	

4 添付書類

- (1) 貸切バスの運賃・料金の支払額が確認できる領収書等
- (2) 振込先の通帳の写し（口座番号、口座名義等がわかるもの）